

日インドネシア協定における特定原産地証明書のデータ交換  
(特定原産地証明書の電子化)に関する詳細のご連絡 (vol. 3)

【データ交換開始以前に専用紙で発給された特定原産地証明書に関する、再発給申請の手続きについて】

2023年6月22日

日本商工会議所

標記協定における特定原産地証明書のデータ交換 (e-CO) 開始前に、専用紙で発行した証明書を再発給申請する場合は、データ交換開始以降は「再発給申請」ボタンからの申請が出来ませんので、「新規入力」ボタンから申請いただくこととなります。

このため、データ交換開始以降、専用紙で発行した証明書を再発給申請する場合は、誠にお手数ですが、以下リンク先の「再発給申請書」の Word ファイルをダウンロードのうえ、必要事項を記入いただき、申請先の発給事務所までご提出ください。

発給事務所にて申請書を受領し審査が完了しましたら、発給システム上の状態を「手続中 (承認)」とさせていただきます。

#### 再発給申請書

[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/saihakkyuu\\_form\\_indonesia.docx](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/saihakkyuu_form_indonesia.docx)

また、再発給申請に際しては、専用紙で交付された特定原産地証明書については返納する義務がありますので、証明書の発給事務所まで必ず返納してください。専用紙での証明書が交付される前であっても、発給手数料は発生しますので、併せてお含みおきください。

「再発給申請書」の送付先および「専用紙で交付された特定原産地証明書」の返納先については、当該発給事務所にお問い合わせください。

#### 特定原産地証明書発給事務所一覧

[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office\\_list.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html)

なお、データ交換開始以降に発給された特定原産地証明書については、従前どおり、「再発給申請」ボタンから再発給申請をお願いいたします。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部  
[お問い合わせフォーム](#)